

浦安市青少年善行表彰規則（抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、他の模範となる善い行いをした個人又は団体を表彰することにより、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（表彰対象者）

第2条 表彰を受けることができる者は、本市に居住し、又は通勤若しくは通学する30歳未満の者又は主としてこれらの者を構成員とする団体とする。

（表彰の基準）

第3条 市内において次の各号のいずれかに該当する行為を行つたものに対し、市長がこれを表彰する。

- (1) 人命救助、防火、防犯、事故防止等のための活動及び自然災害の発生時に救援活動に尽くした行為
- (2) 公共の施設又は場所の環境美化に尽くした行為
- (3) 主導的に年少者の育成活動に尽くした行為
- (4) 社会福祉施設等への慰問激励、募金活動等の奉仕活動に尽くした行為
- (5) 地域住民との交流を積極的に行うことにより地域の活性化に尽くした行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

（推薦）

第4条 市内の教育機関若しくは青少年関係団体その他市長が認める団体又は市の機関は、前条各号のいずれかに該当すると認められるものを、教育長を通じ市長に推薦することができる。

2 前項の推薦は、浦安市青少年善行表彰推薦書（別記様式）により行うものとする。